

第148回鳥取県都市計画審議会
議 事 録

(平成28年9月7日)

鳥取県都市計画審議会

1. 出席者（9名）

遠藤宏子、猿沢美鈴、谷本圭志、張漢賢、辻富美子

徳嶋靖子、濱田香、福田俊史、光井哲治

※徳嶋委員は途中から出席。

2. 欠席者（7名）

尾崎直美、片木克男、門脇京子、金山耕平、讃岐英夫、島林昌子、坂本昭文

3. 説明のため出席した者

県土整備部 丸毛次長、技術企画課 福政課長、井上室長

4. 傍聴者

なし

5. 事務局

技術企画課 岩田課長補佐、和田土木技師、寺岡土木技師

6. 開催日及び場所

日 時：平成28年9月7日（水） 午後2時00分から午後3時00分まで

場 所：鳥取県庁議会棟特別会議室（鳥取市東町1-220）

7. 会議次第

（1）開会

（2）議事

議案1 米子境港都市計画区域の変更

議案2 淀江都市計画区域の変更

議案3 米子境港都市計画区域区分の変更

議案4 鳥取都市計画区域マスタープランの変更

議案5 福部都市計画区域マスタープランの変更

議案6 八頭中央都市計画区域マスタープランの変更

議案7 気高都市計画区域マスタープランの変更

議案8 鹿野都市計画区域マスタープランの変更

議案9 青谷都市計画区域マスタープランの変更

（3）閉会

8. 会議議事

14:00開会

(岩田課長補佐) 出席者数でございますが、8名ということで、全委員16名の2分の1以上の出席となっており、当審議会が成立していることをご報告いたします。なお、会議の進行上出席委員のご紹介は省略させていただきます。お手元に委員名簿と配席表をお配りしておりますので、参考にいただければと存じます。

また、各委員様にはお忙しいところご出席いただいているところであり、その後のご都合もございますので本日は2時から3時までの1時間で会議を終える予定としております。

そのため、議案4～9の都市計画区域マスタープランの変更については事務局からの説明を主にさせていただき、時間が不足する場合は、次回の149回の都市計画審議会にてご審議いただきたいと考えておりますのでご了承ください。

それでは、審議に先立ちまして鳥取県県土整備部次長の丸毛がご挨拶を申しあげます。

(丸毛次長) 県土整備部次長の丸毛でございます。本日は今年度第2回目の審議会ですが、ご出席ありがとうございます。7月まで台風が来ない、来ないと言っていましたけど8月から急に台風が来襲、北海道、東北では大変な被害で影響が出ているところがございますが、鳥取県でも台風13号への警戒を強めています。

県土整備部では、防災対策も見直しを進めているところですが、この都市計画につきましてもマスタープラン、コンパクト・プラス・ネットワークに向けて見直しを進めていただきたいと思います。

今回の案件は、1点目は米子市二本木の工業団地、区域の変更ともう1つは東部のマスタープランの見直しということで、前回のご意見への修正なり、また都市計画の決定方針の全体のご説明がありますので、本日もご審議よろしく願いたします。どうもありがとうございます。

(岩田課長補佐) それでは、会議資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただいておりますけれども、本日の次第、委員名簿、配席表、議案概要、傍聴要領、それと右肩に資料1と書いてあるカラーの資料、同じく右肩に資料2と書いてあるもの、それとA4横で2ページを1ページにしたもので資料3の別添1の1、別添1の2という順番で別添1の6まで送付させていただいております。それから、A3の折りたたみである別添2がございます。

なお、本日は資料2と別添2につきましては、資料3の概要として作成しておりますが、事前にお配りしましたが、1部修正が反映されていないとか転記に誤りがある部分がありましたので、本日は修正をして改めてお手元にお配りしております。ご了承くださいませようよろしくお願いします。

資料の不足、本日お持ちになっておられない方、ございますでしょうか。はい。ありがとうございます。

それでは審議会を進めさせていただきます。議長の谷本会長よろしく願いいたします。

(谷本会長) はい。それでは始めたいと思いますけども、皆さんもよくご存じの通りだと思いますけれども、時間的に変則で開催させていただきたいと思います。

議案1号～3号は本審議をしなければいけないということで先送りもできないものですから、こうして皆さんお忙しい中、集まっていただきました。

議案4号～9号はマスタープランの変更ということで、これまで説明していただけてない箇所があり、かつ、予備審議ですので、事務局の方のご説明で今日は基本的には終了。時間が余れば簡単なご質問等お受けしたいと思いますけれども、そういった形で変則的になりますことを予め了解いただければと思います。

それでは時間もございませんので、議事に従いまして、会議を進めさせていただきます。先ほど申し上げたとおり、今日は議案1号～9号について皆様にご審議をいただきます。

審議に先立ちまして本日の議事録署名委員をご指名させていただきたいと思えます。張委員と遠藤委員、議事録署名員をお願いいたします。

それでは、議案第1号～3号まで関連性がございますので、まとめて事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(井上室長) 都市計画室の井上でございます。よろしくお願いいたします。

議案1～3号につきまして一括してご説明申し上げます。正面のスクリーンを使ってご説明いたしますけれども、あわせてお手元の資料をご確認いただければと思います。

資料1をご覧くださいませでしょうか。議案1号米子境港都市計画区域の変更、議案2 淀江都市計画区域の変更、議案3 米子境港都市計画区域区分の変更でございます。いずれも米子市二本木地区の案件になります。

先ほど会長の方からもお話がありましたように、先回の審議会で予備審議をしていただいております、委員の皆様からは特には異論にあたるようなご意見はいただいております。

資料の2ページをご覧くださいませでしょうか。議案の概要です。点線で囲った表の中に2つありますけれども、水色の部分と黄色の部分、水色の部分でございます。都市計画区域の変更としまして、淀江都市計画区域の一部を隣接する米子境港都市計画区域に変更いたします。

それで、この区域の変更によりまして、淀江の区域は5.3ha面積が減りまして、米子の方がその分5.3ha増えるということです。簡単に言いますと、隣接する都市計画区域の境界を変えまして、その面積をやりとりするということでございます。

次に、区域区分、線引きの変更でございます。このように編入しました土地とそれまで米子境港都市計画区域の市街化調整区域、この一帯の区域を市街化区域に編

入していこうという案でございます。合せて11.6haこれを編入させていただくという案でございます。

続きまして、3ページをごらんいただけますでしょうか。変更箇所の概要でございます。

白丸の点線で囲った範囲が今回の変更箇所です。位置は、お菓子の壽城から国道の431号線を挟みまして反対側、西側にある区画になります。それで、航空写真の真ん中に赤線を書いておりますけれども、これが都市計画区域の境でして、左側、西側が米子境港都市計画区域、右側、東側が淀江都市計画区域となっております。この土地の変遷でございますけれども、昭和47年当時、松下電器さんが小型モーターの工場の工業用地として開発されておられまして、現在ではミネベアモータさんとニッポン高度紙さんの工場敷地となっております。周囲は耕地、田んぼ、畑が広がりまして、道路と鉄道で囲まれた区画で、隣りには、住宅地はございません。

また、航空写真の下の方に市街化区域、ピンクでベタ塗りしている部分がありますけれども、流通業務団地としてすでに工業用地として利用に供されておるところでございます。

4ページをご覧くださいませでしょうか。今回の変更内容と変更の理由でございます。左の航空写真が現在の都市計画区域の境界です。先ほど申しあげましたように区画の真ん中を赤い境界が通っているところです。これを右側の航空写真のように、現況の道路なり土地の区画に沿った形の都市計画区域、現地ではっきりわかるような明瞭な形の区域に変更させていただきます。これまで、淀江の区域であったものを米子境港の区域に編入させていただくという内容でございます。なお、市街化区域に指定すれば、米子市が用途地域を工業地域として指定する段取りとなっております。

5ページをご覧くださいませでしょうか。関係者説明、協議、縦覧の状況でございます。まず、①としまして、関係者、住民、実際はニッポン高度紙さんとミネベアさんに説明を実施して特に異論はございませんでした。逆に、工業的な指定をしてほしいというような要望も出されておるところでございます。②147回、先回の審議会の予備審議の結果、これは先ほど申しあげましたように特に異論はございませんでした。③関係機関との協議状況、これは国土交通大臣並びに米子境港と淀江の都市計画区域を構成しております市村である米子市、境港市及び日吉津村と協議させていただき、各関係機関とも異論はございませんでした。さらに④都市計画案の縦覧を行っております。8月2日～16日まで縦覧した結果、縦覧に供した方はいらっしゃいませんでしたし、意見を出された方もいらっしゃいませんでした。

最後に6ページになります。今後のスケジュールでございます。9月の都市計画審議会本審議で可決決定いただければ、国土交通省交通大臣の協議を経て、都市計画決定の告示を行います。

(谷本会長) ありがとうございます。前回の予備審議で説明、議論をしましたが、今

一度簡単に言いますと、市町村合併等がある中で、実際の使い方とその線の引き方がずれてきて現在に至っています。それをちゃんと合わせましょうと。しかも広域の話でなくて、若干の変更をさせていただきたいというようなお話ですね。前日も、基本的には特段これで困る人もなさそうだし、実態に合うのであればそれでよかろうという雰囲気、そういうご発言があったわけじゃないですけど、雰囲気としてはそんなような感じだったような気がしますけれども、今一度、今回本審議ですのでこのまま通過させていいのかどうかというところは改めてチェックしなければと思いますけど。いかがでしょうか。

(遠藤委員) よろしいと思いますね。

(谷本会長) よろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

(谷本会長) では、この件の審議はここまでとさせていただいて、引き続きプロセスに入っていればということにさせていただきたいと思います。

(井上室長) はい。

(谷本会長) 続きまして、議案第4号～9号までに移りたいと思います。マスタープランの変更についてです。一括して事務局から説明いただけますでしょうか。

(井上室長) 議案4～9号までの6件が都市計画区域マスタープランの変更に関する議案でございますので、一括してご説明いたします。

資料2をご覧くださいませでしょうか。本件は146回と147回の2回の審議会で予備審議をいただいております、本日は3回目となります。

2ページ目が今回の審議内容でございます、まず、第2回目の予備審議で委員の皆様からいただきましたご指摘事項につきましてご説明させていただきたいと考えております。

続きまして、新たな審議事項が3点でございます。都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備または保全の3点に関する主な都市計画の決定方針の素案についてご説明いたしますので、ご審議をいただきますようお願いいたします。

3ページをご覧くださいませでしょうか。これまでの予備審議の振り返りでございますけれども、都市計画区域マスタープランの構成のうち、第2回予備審議までに緑色で囲った範囲につきましてご審議いただいております。それで、本日ご審議いただきたい内容は、赤点線、全体となります。新たに、緑色から外れたところ、3主要な都市計画決定の方針の(2)～(4)まで、都市施設の整備から自然環境の整備または保全に関する都市計画決定の方針までをご説明させていただきたいと思います。また、ご説明にあたりましてマスタープランの記載内容の関連性について、簡単に今回整理させていただきました。この図の記載内容の右側の方に書いております。

まず、構成として、都市の課題、広域的位置付けがあり、これを踏まえて目標、目標の中にはあわせて戦略を書かせていただいております。それで、さらにそれら

を踏まえまして、主要な都市計画決定の基本方針、取り組みを書かせていただいております。

その間に、区域区分の方針がございませけれども、当然、これもそれらをすべて踏まえ、お互い関連付けた記載とさせていただきます。

続きまして4ページをご覧くださいませでしょうか。今回の見直しの概要でございます。

これも先回ご説明しましたが、確認のために簡単にご説明させていただきたいと思っております。

従来のコンパクトな都市づくり、都市機能の集約という考え方、これをコンパクト・プラス・ネットワークによりましてより一層の推進を図っていくとしております。具体的には見直し案の赤字の部分に書いております都市機能及び居住の適切な誘導、拠点間交通の強化を図っていくと考えております。右の方に概念図を載せております。各都市計画区域で地域生活の拠点、中心拠点、学術、工業等の拠点を位置付けまして、そこに都市機能を誘導していくというのがまず1点、そして、その拠点間の交通ネットワークを強化いたしまして、拠点間の機能、役割を結びつけていくことによりまして全体が住みよく発展していく地域づくり、圏域づくりをさせていただこうというのが、今回のマスタープランの概念でございます。

続きまして、第2回予備審議の指摘事項についてご説明申し上げます。6ページをご覧くださいませでしょうか。

ご指摘いただきました事項大きく3点ございました。

指摘事項1は目標に対する戦略について記述が必要ではないか、目標があつて、戦略があつて、さらに基本方針なり取り組みがあるという繋がりをちゃんと持たせるべきだというお話。

指摘事項2でございます。防災に関する記述について、各区域とも想定される自然災害に対してはちゃんと対応できるような記述にすべきだという意見がございました。

指摘事項3になりますけれども、情報インフラに関する記述、これを都市機能のところに書き込む必要があるのではないかと、これはちゃんと確保していく必要があるのではないかとというものでございました。

以上、3点それぞれ考え方をまとめましたので、ご説明させていただきたいと思っております。

資料の7ページをご覧くださいませでしょうか。指摘事項1、目標に対する戦略についての記述についてです。こちらの資料では、ご指摘を踏まえまして、各目標を達成するための戦略について整理させていただいております。これはマスタープランの本文にも記載しております内容です。資料の中では下線を引かせていただいている部分がポイントになります。

まず、市街地と農村部が調和した持続可能な都市づくり（コンパクト・プラス・

ネットワーク) という鳥取地区の目標でございますけれども、大きなポイントとして、賑いと活力がある市街地の再生、自然や営農と調和した魅力ある農村生活環境の創造、既存ストックの有効活用といった戦略を持って達成していくこととしております。戦略のさらに細かなところは、下のぽつぽつというところに記載をさせていただきますいております。

なお、ページの上側に横に四角枠で課題から基本方針、取り組みまで矢印で繋いでいる絵をつけておりますけれども、その中に黄色で着色したところの部分をご説明しておるということを表示させていただいております。以下、同じような表示をさせていただきますのでご参考にしていただけたらと思います。

8ページをご覧くださいませでしょうか、地域コミュニティの維持・活性化(コンパクト・プラス・ネットワーク) という鳥取以外の地区の目標ですが、これにつきましては、営農環境との調和が図られた良好な居住空間の形成、生活サービス施設等の都市機能を集約させまして、賑いと活力の創出をすること、これを戦略とさせていただきますいております。

続きまして、9ページでございます。目標の広域的視点での都市機能の強化でございます。鳥取では交通機能の強化、産業拠点の育成を戦略としておりまして、その他地区につきましては、役割分担を考慮しました都市機能の強化、交通機能の強化を共通の戦略としております。さらに八頭につきましては、現在、山手工業団地の整備を進めている状況を踏まえまして、工業拠点の整備促進、積極的企業誘致をこの地区のみで戦略として記載させていただいております。特出しさせていたでいるというところでございます。

10ページをご覧くださいませでしょうか。地域資源を活かした魅力づくりという目標、これはすべての地区で戦略が共通になっておりまして、まず前段に地域資源を保全して最大限利活用する、観光レクリエーション機能の充実をする。これをもって、個性的で魅力ある都市づくりを図るということを書いております。

それで後段に、情報インフラの整備活用による県内外への情報発信、国際観光に対応した取り組み、これを戦略として記載しております。この後段の部分でございますけれども、実は指摘事項3にもあたる部分でございますまして、資料飛びまして15ページをご覧くださいませでしょうか。指摘事項3情報インフラに関する記述でございます。こちらが必要ではないかということで、先ほど10ページでご説明しました後段の戦略といたしまして、新たに追記させていただいております。

資料戻りまして11ページをご覧くださいませでしょうか。指摘事項1に戻ります。環境に配慮した都市づくりという目標がございます。これについては、これは特に中心市街地において配慮が必要な項目でございますので、これは鳥取のみで特出しして記載しておりまして、持続可能で総合的な循環型都市づくりの推進、公共交通の利用促進、低炭素化社会の形成、こういうものを戦略とさせていただきます。その他地区では特出しはしておりませんが、地域コミュニティの維

持・活性化において、環境への配慮について記載させていただいております。良好な居住空間の形成、というような表現等で記載させていただいております。

12ページ引き続きご覧いただけますでしょうか。防災減災・防犯都市づくりという目標でございます。鳥取都市計画区域では、地域防災計画、犯罪のないまちづくり推進計画を踏まえまして、ハード・ソフトの一体対策を進めるということと、老朽建造物密集地が鳥取にございますので、こちらに主眼を置いた地域の防災性向上を戦略とさせていただいております。

一方、その他地区でございます。土砂災害、河川の氾濫等に主眼をおいて住環境の防災性の向上を図ることを戦略としております。なお、お断り、お詫びでございます。事前送付資料で、マスタープラン本文に、その他地区では犯罪のないまちづくり推進計画という記載が抜けておりました。当然市街地、中心市街地のみでなくて、県全域で犯罪のないという防犯に対する備えというのにも必要でございますので、今回追記させていただきたいというふうに考えております。

さらに、もう1点、この記載事項で、鳥取道で緊急輸送道路というのを黒字で書いております。これは、お送りしました資料に記載しておりませんでした。これは、技術企画課へ、鳥取大学の社会システム土木系学科の2年生の学生がインターンシップに来まして、このマスタープランを読んでもらいました。やはり、一般の県民の皆様が目線で見えていただくことが必要かなという形で読んでいただいて、意見をもらいましたところ、熊本の震災等を踏まえてやはり緊急輸送道路の記載はどこかに必要ではないかと意見をもらいました。それで、追記させていただいております。送付後の修正となりまして、重ねてお詫びをさせていただきたいと思っております。

13ページをご覧いただけますでしょうか。これが指摘事項1の最後になります。住民を主役とした透明性のある都市づくりと目標については、住民を主役として各種主体との連携・協働作業による都市づくりの推進を戦略とさせていただいております。

以上が指摘事項1の目標に対する戦略でございます。

続いて、14ページをご覧いただけますでしょうか。こちらは指摘事項2の防災に関する記述についてでございます。これは、マスタープランの取り組みにあたる部分でございます。記載内容が多様な災害に対応した取り組みになっていないというご指摘でした。例えば、修正前の鳥取地区の記載でございます。保安林等を災害防止上、保全に努めるといった土砂災害の取り組みを主にしたような書きぶりになっておりました。これを修正後の記述では、自然災害の恐れのある既存宅地の防災性の向上に取り組み、安全を確保するという、多様な災害に対応する内容といたしまして、これを全区域共通とさせていただきました。

続きまして、15ページ指摘事項3でございますけれども、こちら先ほどご説明したとおりでございます。

以上が、第2回予備審議での指摘事項3項目についてでございます。このように

整理させていただきました。

続きまして、資料16、17ページでございますけれども、こちらは第1回、第2回予備審議の審議事項をまとめて記載しております。項目として確認のために記載しておりますのでご参考にしていただきたいと思います。

続きまして、第3回予備審議での新たな審議事項をご説明させていただきます。

18ページをご覧くださいでしょうか。先ほどご説明しましたとおり、まだご説明できていない残り3項目、3の主要な都市計画決定の方針のうち、(2)都市施設の整備、(3)市街地開発事業に関するもの、(4)自然的環境の整備または保全、これに関する主要な都市計画の決定方針についてご説明いたします。こちらのご説明をさせていただきましたら一通りマスタープラン一式をご説明させていただいたという形になります。

19ページをご覧くださいでしょうか。(2)都市施設の整備に関します都市計画の決定方針についての基本方針でございます。この部分は基本方針になります。施設ごとに鳥取とその他都市計画区域をまとめて表形式にさせていただいております。まず、施設で1)交通施設についてでございます。これは全区域共通で、地域の活性化、交通弱者への配慮、防災・減災を踏まえた整備を行うこととしております。

また、計画決定後、長期に事業着手していない都市計画道路、これは速やかに存廃を決定するとさせていただいております。また、鳥取だけの記載として、広域及び域内の交通網の形成、中心市街地で顕著な現象になります慢性的な交通渋滞対策、また、鳥取都市計画区域だけにある空港・港湾の機能充実を基本方針として記載させていただいております。一方、その他区域でございますけれども、広域交流や東部圏域内の連携強化に資する道路網整備、郡部で課題となっております地域コミュニティの維持活性化、このための道路整備を基本方針とさせていただいております。

続きまして2)下水道及び河川でございます。

まず、下水道でございますけれども、全区域共通に必要な施設整備の推進等、長寿命化等適切な維持管理を基本方針とさせていただいております。

また、河川でございます。鳥取につきましては、ほぼ全体が千代川水系になりますので、その総合流域対策、また、湖山池の浄化を基本方針としています。その他区域の河川につきましては生態系に配慮しながら治水機能の向上を目指すことを基本方針とさせていただいております。

最後に3)その他の都市施設、これはごみ処理施設などが当たるものですが、これにつきましては、既存施設の有効活用と関連施設の集約を基本方針とさせていただいております。

20ページをご覧くださいでしょうか。(3)市街地開発事業に関します主要な都市計画の決定方針の基本方針になります。現時点で各地区、地域におきまして具体的な市街地開発事業の計画はございません。ただ、今後、これを行う場合は、

鳥取市におきましては中心市街地の活性化と防災面を考慮して、区画整理なり地区計画を検討するとしております。一方、その他区域でございます。考慮する事項を地域の状況に応じて変えておりまして、下線部が鳥取とは変わっているというところでございます。周辺の自然環境との調和を記載させていただいております。

また、こちら先ほどお話をしましたように、全都市計画区域共通で、防災・防犯の計画を踏まえたまちづくりの推進を基本方針とさせていただいております。

続きまして、21ページご覧いただけますでしょうか。(4) 自然的環境の整備又は保全の方針についてでございます。こちらは、公園緑地等の適切な配置、これは人工物になりますけれども、それと、さらに生活環境、景観、災害防止に資する自然環境、自然の環境の保全と有効活用を基本方針としております。以上が基本方針でございます。

続きまして、この基本方針を踏まえた取り組みをマスタープランに記載しております。

これは主要な取り組みとして記載させていただいております。網羅的にこの施策等を記載しているものではございません。

この取り組みの事例としまして、22ページをご覧くださいますと、資料のつくりとしましては、一番上に枠囲いで目標を、その下に小さい字で戦略と基本方針、それを踏まえた取り組みと、取り組みの例という形で記載させていただいております。

22ページの目標の市街地と農村部の調和した持続可能な都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワーク）は、鳥取のみの目標ですけれども、戦略といたしましてJR鳥取駅周辺の賑わいの創出、自家用車に依存しなくてもよい生活を目指しておりまして、基本方針として交通網の形成、渋滞対策というものを挙げております。これを受けた取り組みとしまして、都市施設の整備としてバスターミナルの利便性の向上のための機能充実、例えば情報案内の充実などがございます。

また、右側ですが、鳥取駅周辺の機能充実の取り組みを行うとしておりまして、例えばレンタサイクルの導入というようなものも考えられます。なお、念のため、この資料についてご説明いたしますと、枠囲いの中が取り組みの記載でございますので、下の写真が付いておる部分につきましてはあくまでも例示でございますのでこちらマスタープランの方には記載はしておりません。

次に23ページをご覧くださいますでしょうか。目標の地域コミュニティの維持・活性化（コンパクト・プラス・ネットワーク）は鳥取以外の区域の目標でございます。戦略としまして良好な住環境の形成を、基本方針としまして公園緑地等の適切な配置と広域交流、圏域内の連携強化のための道路網整備などを挙げております。これを受けた取り組みとしまして、自然的環境の整備として、幅広い世代に親しまれる身近な公園の計画的配置を取り組みとしております。下の写真は、岩戸漁港近くの広場、いさり火広場の写真になります。また、気高と青谷都市計画区域に

おきましては、都市施設の整備としまして、鳥取西道路の早期供用を記載させていただいております。

続きまして24ページをご覧くださいませでしょうか。目標の広域視点での都市機能の強化についてでございます。戦略としまして、広域的交通機能の強化、基本方針としまして幹線道路網の整備、空港港湾施設の機能充実、利用促進としております。これに対する取り組みといたしまして、鳥取、福部都市計画区域では都市施設の整備として山陰道と山陰近畿自動車道を結ぶ主要幹線道路、いわゆる南北線の配置の検討を記載させていただいております。

また、鳥取におきましては鳥取砂丘コナン空港の機能充実、関連施設整備を記載させていただいております。

続きまして25ページをご覧くださいませでしょうか。目標の地域資源を活かした魅力づくりにつきまして、戦略といたしまして豊かな自然等の地域資源を保全し、最大限に活かす。基本方針として自然環境の保全・有効活用。これに対します取り組みとしまして、福部都市計画区域では自然環境の整備又は保全として、鳥取砂丘の美しい自然環境、景観の維持保全を記載しております。下に写真と合わせて小さいチラシみたいなものをつけております。これはご存知とは思いますが、スマートフォンのゲーム、ポケモンGOに関しまして、先般、鳥取県は鳥取砂丘スナホ・ゲーム解放区宣言をいたしております。こういう国内外に向けて鳥取砂丘を楽しんでもらうという情報発信をしております。こういう活用に向けた具体的な取り組みを行っておるところでございます。

26ページをご覧くださいませでしょうか。目標の地域コミュニティの維持・活性化（コンパクト・プラス・ネットワーク）は鳥取以外の区域の目標で、次に示す取り組みは、その中で環境に配慮した都市づくりに資するような内容となっております。まず、戦略としまして良好な居住環境の形成、基本方針としまして既存施設の有効活用、関連施設の集約というものがございます。これに対する取り組みとしまして、八頭におきまして、河原町国英に可燃物処理施設、これは一般廃棄物の焼却場ですが、これを配置するものと記載させていただいております。こちらの施設が稼動を始めますと、鳥取東部圏域全体の一般廃棄物の焼却を受け持つような施設になるわけで、集約に資するような形になっております。

27ページをご覧くださいませでしょうか。取り組み例の最後となります。目標の防災減災・防犯都市づくりについてでございます。戦略としまして地域防災計画等を踏まえたハード、ソフト対策の推進、基本方針としまして、千代川水系の総合流域対策、生態系を配慮しながら治水機能を向上させるというものでございます。これに対する取り組みでは、福部の区域におきましては塩見川の治水対策の実施、鳥取においては千代川水系の大路川流域の総合的な治水対策について記載させていただいております。下の方に写真をつけておりますけれども、両河川ともに過去に大規模な水害が発生して浸水の被害を受けておるといような状況でございます。

以上、各取り組みの主な記載例をご説明いたしました。資料3の別添2、A3横長の資料をつけておりますけれども、これは目標に対応した取り組みを一覧にまとめておりますので、これもご参考にご覧いただければと思います。このうち、太字部分をご説明した記載の例となっております。

それと、参考として、別冊で事前に送付させていただいております鳥取県と鳥取市の地方創生のための総合戦略を配布させていただいております。こちらとも整合をとった形で記載させていただいております。例えば、鳥取県の総合戦略ですと、3、4ページで全体の概要がご覧いただけると思います。3本柱を踏まえていろいろな施策がありますけれども、4ページの一番右側の地方創生の実現に向けてということで、社会基盤整備とか安全・安心な県土づくりというようなものを記載しておりますけれども、こういうものもちゃんと踏まえたマスタープランとさせていただきたいと考えております。

鳥取市においても同様です。後でご確認いただければと思いますけれども、多極ネットワーク型コンパクトシティを目指しておられるというのがございますので、これを踏まえたマスタープランのつくりとさせていただきたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。資料2の29ページになります。本日、第3回の予備審議が9月の欄にございますけれども、次の第4回予備審議、10月中旬頃になると思いますけれども、このときに、今回のご説明も合わせて予備審議全体の内容を総括した予備審議をしていただきたいというふうに考えております。

次回予備審議を踏まえまして、まとめましたマスタープランの案を作成いたしました後に、関係機関協議、パブコメ、公聴会行った上で再度、今度は本審議という形で審議をしていただきたいというふうに考えております。本審議の後は、国交大臣協議、告示等手続きを行っていくという段取りで考えさせていただいております。以上でございます。

(谷本会長) ありがとうございます。前回のやりとりの内容から始まって、後はこれまでに審議をしてこなかった事項についてご説明をいただきました。

最初の話のとおりで、今日は3時までということで残りわずかな10分ですので、いろんな議論をしている時間が残念ながらございませんので、簡単なご質問ございましたら、ぜひいただいて、本格的な議論は先ほど説明がありましたけれども、次回の予備審議で最初から最後まで通した形でやっていただくことになると思いますけれども、そこで議論していただければと思います。ということで、いかがでしょうか。

これはどういう意味なのかとか、こんなのがつぼりぬけているようだけれども他に記載があるのかとか、そういった感じの質問、いかがでしょうかね。

(張委員) 前回の、目標、目標に対する戦略、そして、それを実現するための基本方針が

と思うんですが、今日の説明の内容は非常に多いため、それぞれの目標に対する戦略、そして、それに対する実際の取り組み事例を、重要な取り組みを挙げて説明がありましたが、目標・戦略に対応する具体的な実現の方針といったようなものが今日の資料では、まだ読みづらいところがある。何が何に対応するかということが、おそらく、全体の取り組みで見れば、カバーできているだろうと解釈したいということだが、何が何をサポートするものであるかというのを、この会議ではそういったチェックのために、もう少しわかりやすい資料、整理がひょっとして必要じゃないかという感じで思っています。

(井上室長) はい、承知いたしました。目標から下がっていきますので、多少輻輳するところはありますけれども、関連性がわかりやすいような形に資料を整理させていただきまして、次回予備審議で資料としてご説明できるような形にさせていただきたいと思えます。

(谷本会長) いろいろな課題が挙げられてきて、今日は取り組みの話なんですけど、関連性がなさそうなところを私もいくつか見つけて、ちょっと今日は言いませんけれども、この見取り図があれば容易にチェックできるということで、議論ができる。その辺がよくわからないまま、これでどうだと言われても、そもそもどうかという話があると思えますので、次回まで、ぜひご準備いただければ。

(井上室長) 承知いたしました。

(谷本会長) ほか、いかがでしょうか。あと1件ほどお受けできますけれども、よろしいでしょうか。

では、次回、その総括的な議論をさせていただくんですけども、多分、審議会の中では、膨大な資料を全部説明すると、説明時間が何時間でも足りないです。本当に端折って概要を説明していただいていますけど、本当はこの資料3、別添1の2とか、これが大元ですので、ぜひ読みこんでいただきたい。全部読みこんでいただく必要はないと思えます。自分の得意な分野を中心に読み込んでいただいて、次回、いろいろご指摘いただければ、審議会全体としては全分野カバーできるということになると思えますので、そういうことで次回に臨んでいただければありがたいと思えます。

では、大変申しわけないですけど、駆け足というか、ご説明していただいたまできとなってしまうんですけども、今日の審議はここまでとさせていただいて、一旦、進行を事務局の方に返させていただきます。

(和田技師) それでは事務局から今後の日程についてご説明申し上げます。まず、本日ご審議いただきました議案1～3の都市計画決定告示につきましては、審議の中でありましたように10月ごろを予定しております。また、議案4～9鳥取県東部地区の都市計画区域マスタープランにつきましては、また次回149回都市計画審議会にて改めてご審議をいただき、その後に関係機関協議等々、手続を進めてまいりたいと考えております。また、次回149回の都市計画審議会につきましては、10月中

旬ごろの開催を予定しております。議案といたしましてはマスタープランの続きということと、それから、北条都市計画道路の決定に係る予備審議を予定しております。後日、日程調整、議案内容に関するご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。ご多用中とは思いますが、ご出席くださいますようよろしくお願い申し上げます。

また、最後になりましたが、委員の皆様にご報告があります。この9月30日に委員の改選がございまして、委員のご退任がありますのでご紹介させていただきます。本日は残念ながらご欠席ではございますが、片木克男委員、金山耕平委員がこのたびご退任となります。

お二人におかれましては、長年にわたり、これまでさまざまな案件をご審議いただきありがとうございました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。なお、お二人以外の委員の皆様におかれましては、引き続き本審議会にご参画いただきたいと思いますと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これもちまして第148回都市計画審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。